

船舶事故調査報告書

令和6年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和5年9月13日 14時30分ごろ
発生場所	沖縄県名護市部間大橋付近 塩川四等三角点から真方位152°1,130m付近 (概位 北緯26°36.3′ 東経127°54.0′)
事故の概要	水上オートバイ ^{フイエックス} VXは、浮体をえい航中、浮体が橋脚に衝突して浮体の搭乗者2人が負傷した。
事故調査の経過	令和5年10月27日、主管調査官（那覇事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ VX、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	296-25415 沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	重傷 1人（搭乗者A）、軽傷 1人（搭乗者B）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人である搭乗者A及び搭乗者Bほか1人の搭乗者（以下「搭乗者C」という。）が座面に座ったトローリングチューブ（以下「本件浮体」という。）を長さ約12mのえい航索によりえい航し、部間大橋南南西方沖約200～300mで遊走していた。</p> <p>船長は、西方からの波が高くなってきたので、出発した砂浜に戻ることとし、本船を部間大橋中央より西方にある二つの橋脚の間（可航幅約30m）を斜めに通過する針路として北東進させた。（図1参照）</p>  <p>図1 事故発生経過概略図（国土地理院 地形図使用）</p>
	本船は、約10ノットの対地速力で二つの橋脚のうち西側の橋脚南

端東方を左舷正横約5mに接近し、船長は、東側の橋脚を右舷正横約25mに見て進入する際、砂浜に戻ろうとして更に右旋回を開始して後方を確認したところ、本件浮体が西側の橋脚に接近していることに気づき、危険を感じてスロットルレバーを離したが、本件浮体が同橋脚に衝突した。(図2参照)

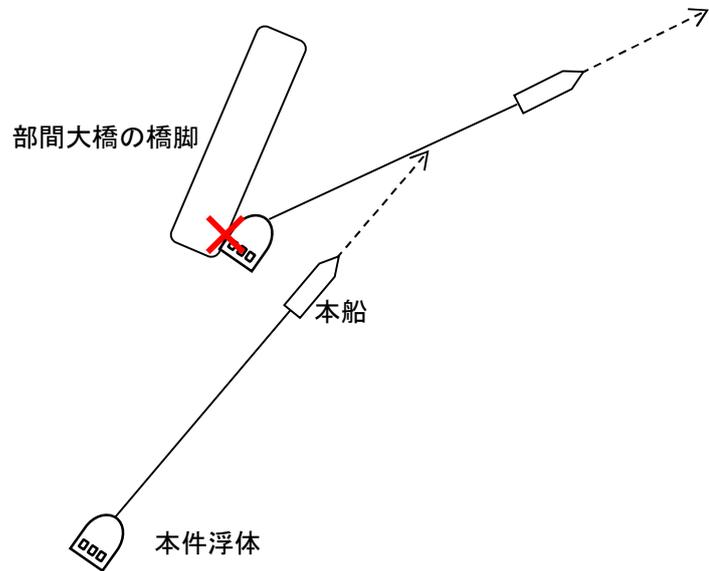


図2 本船が右旋回を開始する直前から本件浮体が部間大橋の橋脚に衝突するまでの状況

船長は、本船が出発した砂浜で事故の状況に気付いた本船のレンタル業者の職員と共に泳いで浮体から落水した搭乗者Aのところに向かい、搭乗者A及び搭乗者Bを連れて同砂浜まで泳いで戻り、同職員は、119番通報を行った後、本件浮体で待機していた搭乗者Cを救助して本船で本件浮体をえい航し、同砂浜に戻った。

搭乗者Aは、搬送された病院で右上顎骨骨折及び右前頭骨骨折と診断され、搭乗者Bは、左下腿部外側擦過創及び左足の切り傷を負った。

船長及び本件浮体の搭乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。

分析

本船は、西方からの波が高くなってきた状況下、本件浮体をえい航して部間大橋の橋脚付近を北東進中、船長が、西側橋脚南端東方約5mに接近して橋脚間を斜めに通過する針路で進入し、砂浜に戻ろうとして更に右旋回したことから、本件浮体が同橋脚に衝突し、本件浮体の搭乗者2人が負傷したものと考えられる。

原因

本事故は、本船が、西方からの波が高くなってきた状況下、本件浮体をえい航して部間大橋の橋脚付近を北東進中、船長が、西側橋脚南端東方約5mに接近して橋脚間を斜めに通過する針路で進入し、砂浜に戻ろうとして更に右旋回したため、本件浮体が同橋脚に衝突したことにより、本件浮体の搭乗者2人が負傷したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 浮体等をえい航する水上オートバイ等の船長は、橋脚と橋脚の間を通過する場合、橋脚間を斜めに進入する針路とすることなく、橋脚に寄り過ぎずに橋脚から十分距離を離し、できる限り橋と直角に近い針路で、徐行して航行すること。・ 浮体等をえい航する水上オートバイ等の船長は、旋回・変針時のえい航浮体等の航跡は水上オートバイの航跡とは一般に一致しないことに留意すること。
--------------	--